

# 令和7年4月1日から 特定求職者雇用開発助成金・トライアル雇用助成金の支給申請先が変わります。

雇用助成金さっぽろセンターおよび道内各ハローワークで受付している助成金について、支給申請先を次のとおり変更いたします。

ご理解とご協力をよろしくお願ひします。

**令和7年3月31日まで**  
※札幌圏については  
**2月28日まで**

**令和7年4月1日から**  
※札幌圏については  
**3月1日から**

**道内  
各ハローワーク  
および雇用助成金  
さっぽろセンター  
(合同庁舎3階)**



**北海道労働局  
職業対策課分室**  
〒060-0004  
札幌市中央区  
北4条西5丁目  
大樹生命札幌共同ビル3F  
※駐車場・駐輪場はありません

支給申請先が変更となる助成金

①特定求職者雇用開発助成金

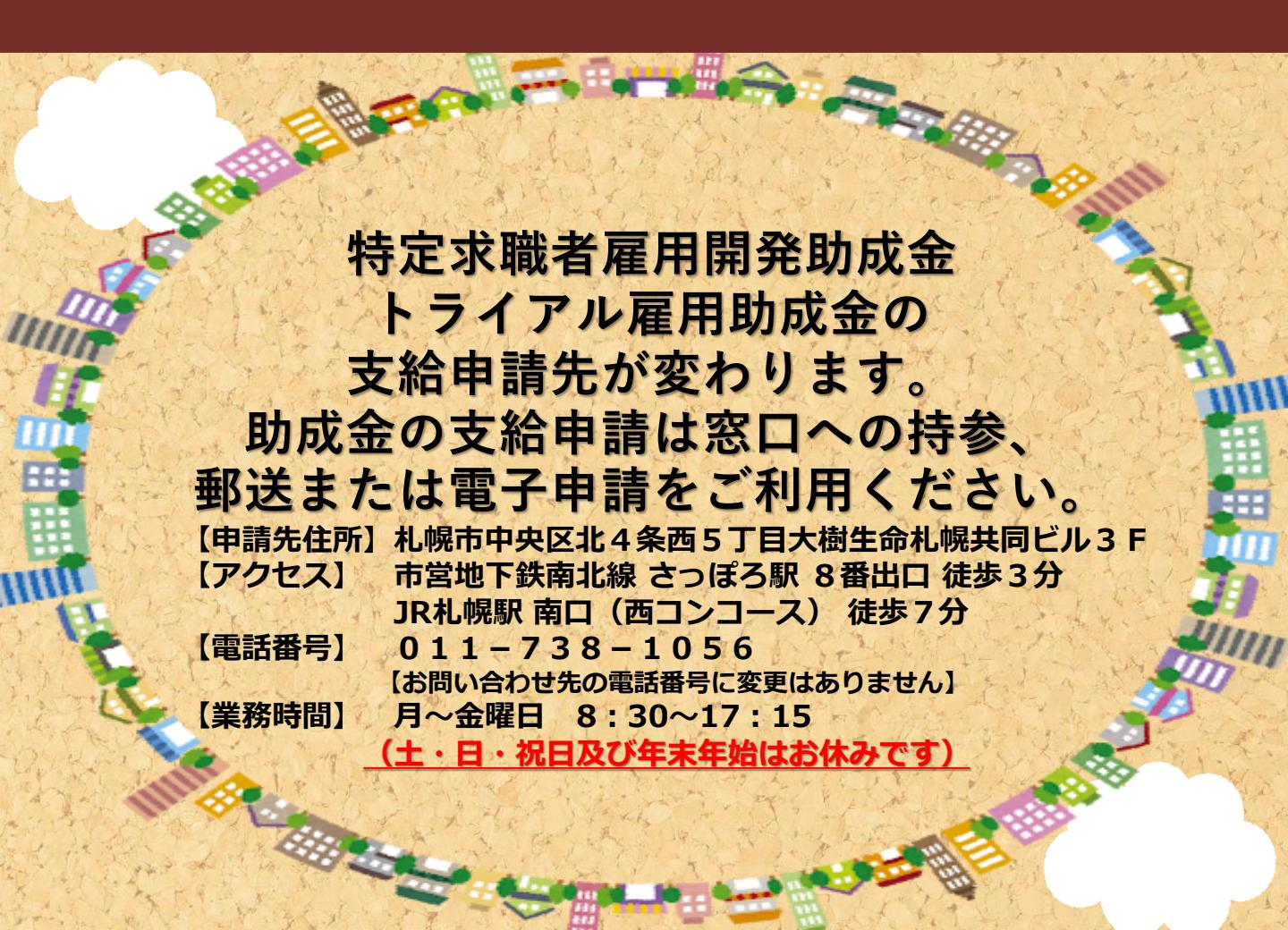
- ・特定就職困難者コース
- ・氷河期世代安定雇用実現コース
- ・発達障害者・難治性疾患患者雇用開発コース
- ・生活保護受給者等雇用開発コース
- ・成長分野等人材確保・育成コース

②トライアル雇用助成金

- ・一般トライアルコース
- ・障害者トライアルコース・障害者短時間トライアルコース
- ・若年・女性建設労働者トライアルコース

※トライアル雇用助成金の計画書の提出については引き続き、各ハローワークで受付いたします。





## 特定求職者雇用開発助成金 トライアル雇用助成金の 支給申請先が変わります。

助成金の支給申請は窓口への持参、  
郵送または電子申請をご利用ください。

【申請先住所】 札幌市中央区北4条西5丁目大樹生命札幌共同ビル3F

【アクセス】 市営地下鉄南北線 さっぽろ駅 8番出口 徒歩3分  
JR札幌駅 南口（西コンコース） 徒歩7分

【電話番号】 011-738-1056

【お問い合わせ先の電話番号に変更はありません】

【業務時間】 月～金曜日 8:30～17:15

**(土・日・祝日及び年末年始はお休みです)**

### 申請に当たっての注意事項

- ◆ 郵送の場合は、郵送事故の防止のため、簡易書留等、必ず配達記録が残る方法で郵送してください。
- ◆ 郵送および電子申請の場合は、申請期限までの到達が必須です。
- ◆ 特定求職者雇用開発助成金の電子申請には、事前に電子証明書の取得が必要となります。
- ◆ 書類の不備や記入漏れがないよう、事前によくご確認ください。
- ◆ 助成金申請窓口へのご持参による受付も引き続き行っています。  
初めて助成金を申請する場合など、申請書の作成方法等が不明な場合は、窓口にお越しください。

